

「デイサービスセンター道場山穂波の里」契約書

この契約書は 様と（以下「利用者」という）と社会福祉法人坂井輪会（以下「事業者」という）との間に認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護を実施するためのとりきめをおこなうために作成します。

（契約の目的）

第1条 事業者は、介護保険法及びそのほかの関係する法令並びにこの契約書に従い、利用者が可能な限り居室において、その心身の状態や有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、次のサービスを提供します。

（1）認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護

（契約期間）

第2条 この契約の契約期間は次のとおりとします。

契約の開始日 年 月 日

契約の満了日 利用者の要介護（または要支援）認定の有効期間の満了日
（ 年 月 日）

2 契約満了日までに、利用者から契約をおわらせようとする申し出がない場合、契約は自動的に更新されません。

（利用者負担金及びその滞納など）

第3条 この契約に関わる利用者負担金は、契約書別紙及び料金表のとおりです。

- （1）利用者が正当な理由なく、事業者を支払うべき利用者負担金を3ヶ月分以上滞納したときは、事業者は1ヶ月以上の猶予期間をおいた上で支払いの期限を定め、この期限までに利用者が利用者負担金を支払わない場合は、契約を解除する旨通告することができます。
- （2）第1項に定める通告を行った場合は、事業者は居宅サービス計画・介護予防サービス計画を作成した居宅介護支援事業者へその旨を連絡します。
- （3）事業者は、調整の努力を行い、かつ調整の期間(通告から1ヶ月)を経過した場合、この契約を文章により解除することができることとします。

（利用者負担の納入）

第4条 前項に定める利用者負担金については、期日を定め、サービスを利用し月ごとにまとめたうえで、サービスを利用した月の翌々月の25日に、利用者の指定する金融機関の口座から引き落としとします。

- （1）前項に定める引き落としに要する料金については、利用者のご負担とさせていただきます。
- （2）利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金のお支払いをうけた翌月の請求時に差し上げます。

（利用者の解約権）

第5条 利用者は7日以上予告期間を設けることにより、この契約をいつでも解約することができます。

- （1）事業者のサービスの提供にあたり、著しい不信行為があった場合は、前項の規定にかかわらず予告期間を設けることなく、契約を解約することができます。

(事業者の解約権)

第6条 事業者は、次の場合に限り、契約を解約することができます。

- (1) 利用者の著しい不信行為があるなどの理由により、契約を継続することが困難になった場合
- (2) 第3条第3項に該当する場合
- (3) 利用者が事業者の通常の事業（又は送迎）の実施地域以外に転居し、事業者においてサービスの提供の継続が困難であると見込まれる場合

2 事業者は、契約を解除する場合にあっても、その理由を文書により利用者に表示することとします。この場合、事業者は居宅サービス計画・介護予防サービス計画を作成した居宅介護支援事業所等へその旨を連絡します。

(契約の終了)

第7条 この契約は、次のいずれかに該当する場合、終了します。

- (1) 利用者から第2条第2項に定める契約を終了させようとする意思表示があり、契約期間が満了した場合
- (2) 第5条に定める利用者からの解約の意思表示がなされ、予告期間を満了した場合
- (3) 第6条に定める事業者からの解約の意思表示がなされた場合
- (4) 次のいずれかに該当することにより、居宅介護サービス・介護予防サービスを提供することができなくなったとき
 - ① 利用者が介護保険施設に入所したとき
 - ② 利用者が認知症対応共同生活介護又は特定施設入所者生活介護をうけることとなったとき
 - ③ 利用者が要介護認定又は要支援認定を受けることができなかったとき
 - ④ サービスの利用が3ヶ月以上ないとき
 - ⑤ 利用者が死亡したとき

(損害賠償)

第8条 事業者はサービスの実施のあたり、自己の責任に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。但し、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して、相当と認められた場合には損害賠償責任を減じることができるものとします。

(損害賠償がなされない場合)

第9条 事業者は、自己の責任に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- (1) 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- (2) 利用者がサービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- (3) 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合
- (4) 利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合

(苦情対応)

第10条 事業者は、提供されたサービスについて利用者からの苦情を受ける窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、利用者からの苦情があった場合は、迅速かつ誠実に対応します。

2 利用者は、いついかなるときにおいても苦情の申し立てを行うことができ、また、苦情の申し立てを行うことにより、事業者は一切、不利益な取り扱いをいたしません。

(サービスの提供の記録等)

第11条 事業者は、サービスの提供の記録などを作成完了後、少なくとも5年間は適正に保存し、利用者の求めに応じて閲覧に共します。

2 事業者は、第7条に定めた契約の終了にあたって必要があると認められた場合は、利用者の同意を得たうえで、利用者の指定する他の居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者などへ、サービスの提供の記録などの写しを交付するものとします。

(守秘義務)

第12条 事業者は、サービスを提供するうえで、知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、正当の理由がない限り、契約中及び契約終了後においても第三者には漏らしません。

2 前項の正当な理由とは次の場合とします。

① 居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者がサービス計画を立案するためのサービス担当者会議での情報提供

② 事業者と第12条第3項に規定された相手方との連絡調整が必要となった場合

3 利用する相手方は次のとおりとします。

① 居宅介護サービス計画・介護予防サービス計画を作成する居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者

② 主治医、ならびに医療をうけようとする医療機関

③ 保険者

4 個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係する者以外のものに漏れることのないように細心の注意を払うこととします。

5 前項2および3以外の目的、相手方に使用する場合は別に同意を得ることとします。

(契約外条項)

第13条 介護保険法及びその他の関係する法令並びにこの契約書に定めのない事項については、利用者と協議により定めることとします。

上記のとおり認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する契約を締結します。上記契約の証として、本契約書を2通作成し、利用者及び事業者記名押印のうえそれぞれ1部ずつを保有します。

年 月 日

事業者 住所 新潟市西区新通4734番地
法人名 社会福祉法人坂井輪会
理事長名 細貝 昌明 印

利用者 ご住所
お名前 印

代理人 ご住所
お名前 印